

宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式 における施工体制確認方式手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇和島市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）において、宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（以下「総合評価試行要領」という。）第1条に定める簡易型総合評価競争入札を実施する際に、簡易型総合評価落札方式に施工体制確認方式（品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認（以下「施工体制確認」という。）し、設計図書等において求める要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する方式をいう。以下同じ。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 施工体制確認方式は、宇和島市における全ての簡易型総合評価競争入札において実施する。

(施工体制確認に係る調査資料の提出)

- 第3条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、宇和島市低入札価格調査制度実施要領（以下「低入調査実施要領」という。）に規定する低入札者（以下「低入札者」という。）となった者は別表で示す調査資料を、開札の日の翌日から起算して3日（宇和島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日を含まない。）以内に提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。
- 2 資料を提出しない者又は別添様式により調査に対応できない旨の申し出があった者の行った入札は、無効とする。
 - 3 提出された資料の訂正及び差し替えは認めない。
 - 4 提出された資料の内容が虚偽であることが明らかとなった場合は、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。
 - 5 入札参加者が資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(事情聴取の実施)

第4条 入札執行者は、施工体制確認のため、原則として予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をしたすべての者を対象として事情聴

取を実施し、開札の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に対象となる入札参加者に対して事情聴取の日時・場所を通知する。

ただし、入札参加者が低入札者でない場合にあっては、事情聴取を行わないことがあり、その場合には通知を行わない。

- 2 事情聴取の対象となる入札参加者は、通知に従い事情聴取に応じなければならない。
- 3 第1項の事情聴取にあっては、入札参加者は配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）が必ず参加するものとする。
- 4 入札参加者が第1項の事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反したとして、当該入札者がした入札は、無効とする。

（その他）

第5条 この要領に定めのない事項は、総合評価試行要領によるものとし、これらによりがたい場合は、必要に応じ別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。